

へ出候節、東鑑にかやうな事有之など、被仰、夫に應じて御咄申上たり。此岩崎といふ女中は山田仁右衛門が叔母にて、山田如見が娘なり。故に女ながら書物を能く見申たるよし不破平左衛門いへりと。又藤田安勝筆記に、岩崎と云年寄女中は初め八條宮の御簾中へ付被遣、後利常卿へ御奉公申上。御意に應じ、御咄の御相手に成りたり。此岩崎は源氏を讀み、歌學をもせし者也とあり。右等の傳説共にて、利常卿の書籍を好ませ給ふ事おしはかるべし。

○金谷馬場

葛卷昌興自記に云ふ。延寶九年三月廿六日金谷屋敷御文庫之前に追廻し之馬場被仰付、頃日有増出來とあり。されば此の時初めて命ぜられたりと聞ゆれど、按ずるに是よりさき既に馬場を此の地に命ぜられけん。年代摘要萬治三年の條に、金谷堂形御馬場今年十二月出來と見え、翌寛文元年の條に、堂形・金谷新馬場海砂之儀、二月朔申來とありて、改作所舊記に載せたる寛文元年二月朔鴨野又右衛門等連名書簡に、金谷屋敷御馬場・堂形御馬場兩所海砂爲持方被仰付云々と載せたり。されば此の時堂形馬場と同時に金谷馬

場も出來せしかど、此の後延寶九年に金谷文庫の前に追廻しの馬場を更に命ぜられたるなりと聞ゆ。三州志來因概覽附録に、金谷文庫馬場の地、安永四年露地中へ圍ひこみの處、天明二年四月又馬場を作らせられ、之を居間先馬場と唱へり。其の後復止むとあり。蓋し三州志には、金谷馬場の濫觴等の事を記載せずして、十一世參議中將治脩卿金谷養老中の事のみを載せたり。

○金谷厩

葛卷昌興自記に云ふ。元祿元年九月十日今度金谷屋敷に被仰付七間之御厩、頃日出來。依之此厩に被入置馬御撰也。今日於同所馬場御覽有之、三疋相究也。此外三疋は不及御覽、兼而被仰出也。右六疋今日より御厩に被建也。十一日玉泉院丸に先年より有之十間之御厩、今日より毀ち候也。此の跡に御亭・花壇可被仰付由也。とあり。前田直躬云ふ。此御厩に被建御馬は、御召に而別に御撰有之旨兼々及承。是を見るに符合すと云々。

○尾山神社

當社は舊藩前田家の祖贈從一位前權大納言利家卿の靈を祀

れり。故に金澤士族は勿論、加賀・能登・越中三ヶ國の人民殊に尊敬す。抑、當社草創の來歴を考ふるに、藩祖利家卿天正九年能登國を初めて賜はり、同十一年加賀二郡をも封内と成し、金澤へ入城し給ふ處、同十三年越中國礪波・射水・婦負三郡も封内と成り、二世贈正二位大納言利長卿をして越中の地を治めしめ給ひ、依之加州松任城より射水郡守山城へ移り給ふ。其の頃守山の麓東海老坂村に鎮座し給へる物部八幡と稱する社は、延喜式神名帳に載せられたる物部神社にて、武神の舊社、靈異著明なるにより、守護神となし、甚だ尊敬せられ、即ち守山に於て神殿造營を命ぜられたり。然るに慶長四年三月藩祖利家卿攝州大阪に於て

病痾にかゝり給ふ。此の時に當り天下物議を生じ、世上沸騰して既に争亂に及ばんとす。于時世子利長卿深き尊慮やおはしけん、彼の武神なる物部八幡、及び射水郡阿尾村菊池伊豆入道が舊城阿尾の城内に祀り來れる榊葉神明の兩神靈を金澤へ迎へられ、金澤に於て神殿造營を命ぜらるゝに依つて、社地を撰び造營の舉に及ぶべき旨、大阪より金澤留守の老臣へ命令あり。依之横山山城長知命を奉じ、三月十

八日地奉行久田他左衛門へ達し、卯辰山の麓なる荒地を平均して社地をトし、神官の居邸共千五十歩を境内と定め、神殿造營の舉に及べり。其の時の書札等、于今卯辰八幡舊神官厚見氏所藏す。其の文書共左の如し。

以上

御文くわしくはいけんいたし候。さては八まんのやしろ御こんりうの事、との様御意をうかゞひ可申よし、おほせくだされ候とあり、まづ／＼あひこゝろへぞんじ候。おついでのおりふし申あげ、御返事申上候べく候し。

なほ久田他左衛門へ申わたし候。なほ御げんさんのおりふし申あげらるし。

三月十八日

よこやま山しろ

御つぼね様御返事

以上

今日うたつやま御檢地に付而、八幡宮屋布之事被仰越。先年取立候砌は、荒地山に而候つる條、此の度之儀御見合候而御引被成可然存候。あたごわた道之事、是又御見合候而可然様に可被仰付候。其外奉公人屋布之事、公儀屋布